

感染症による出校停止扱いについて

生徒が特定の感染症にかかった場合、本人の回復に努めるとともに周囲への感染・流行を防ぐため、学校保健安全法では、「出校停止（欠席としない）」の措置をとることになっています。

お子様が下表の感染症と診断された場合は、医師の指導に従い、静養するとともに、静養に要する期間（出校停止の必要な期間）は登校を控えていただきますよう、お願いします。

なお、医療機関を受診の際、各医療機関に下段の「学校感染症に関する報告書」に記入してもらい、学級担任へご提出くださいますよう、あわせてお願いいたします。

	病名	出校停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）など）	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

医療機関 御中

福岡工業大学附属城東高等学校長

本校では学校感染症と診断された生徒には、本人の回復に努めるとともに感染・流行を防ぐために、自宅安静の指導をいたしております。この場合、医療機関の証明により「出校停止（欠席としない）」扱いとなります。お手数ですが、下記の報告書にご記入いただき、保護者の方へお渡しいただきますよう、お願い申し上げます。なお、本報告書は本校での出席関係の資料としてのみ使用します。

..... 切り取り

学校感染症に関する報告書

年 組 番 氏名

上記の生徒は以下のように感染症であり、出校停止の期間が必要であることを報告します。

病名（ ）

出校停止の必要な期間：平成（ ）年（ ）月（ ）日～（ ）月（ ）日
 なお、（ ）月（ ）日から登校可能と認めます。

平成 年 月 日 医療機関名

医師名

㊟